

整理番号	計調一法申－13
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	計画調整局建築指導部建築企画課 (06-6208-9284)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	道路内建築物の特例認定
概要	建築基準法第44条第1項では、建築物(地盤面下に設ける建築物を除く)又は敷地を造成するための擁壁は、道路内に、又は道路に突き出して建築し、又は築造してはならないと定められていますが、都市再生特別措置法第36条の3第2項により、都市再生特別地区に関する都市計画の内容に適合し、かつ、政令で定める基準に適合するものであって特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めた場合においては、制限を緩和することができる旨が規定されています。
根拠法令等 及び条項	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生特別措置法第36条の3第2項 ・大阪市立体道路制度等に係る建築物の認定取扱要綱 ・大阪市立体道路制度等に係る建築物の認定申請手続き要領 (上記要綱、要領については、計画調整局 建築指導部 建築企画課 窓口にて設置)
審査基準	<p>■道路内建築物と接続する建築物は、原則として耐火建築物とすること。</p> <p>■道路の上空に設ける建築物の部分（以下「道路上空建築物」という。）の開口部は、原則として防火設備とすること。</p> <p>■沿道の建築物への火災による延焼の防止策が講じられていること。</p> <p>■沿道の建築物の採光を著しく害するものでないこと。</p> <p>■地震時等における道路上空建築物からの落下物の防止対策が講じられていること。</p> <p>上記記載のほか、「大阪市立体道路制度等に係る建築物の認定取扱要綱」を必ずご確認ください。</p>
標準処理期間	60日
経由日数	なし
提出先	計画調整局 建築指導部 建築企画課
提出時期	隨時
提出方法	建築企画課及び関係協議先と事前協議を行ったうえ、認定申請書及び添付図書（正副2通）を作成してください。建築企画課窓口で納付書を発行しますので指定金融機関等で手数料を納付し、上記提出先まで提出してください。
手数料	¥27,000
相談窓口	計画調整局 建築指導部 建築企画課
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000332154.html
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に建築企画課、関係協議先と協議を行ったうえ、申請を行ってください。